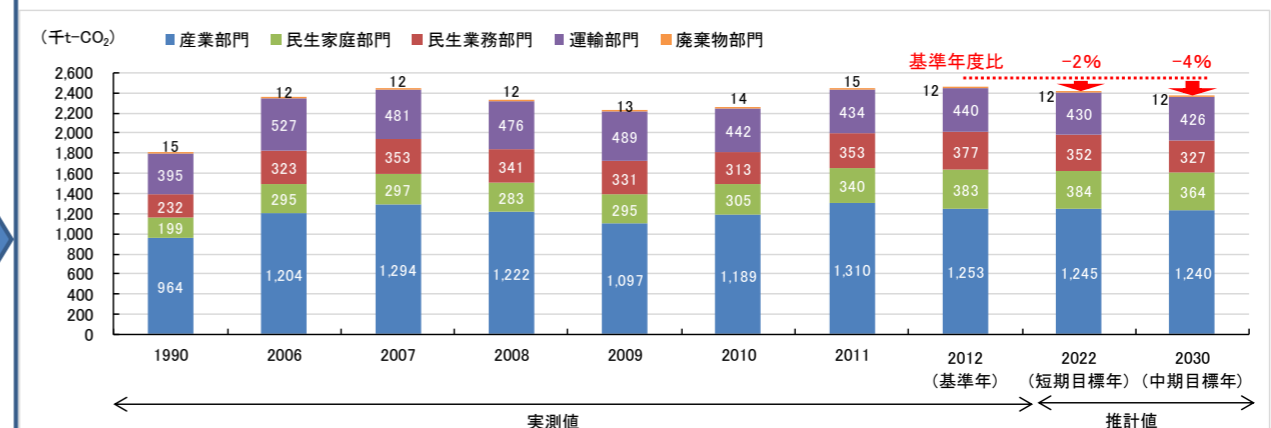
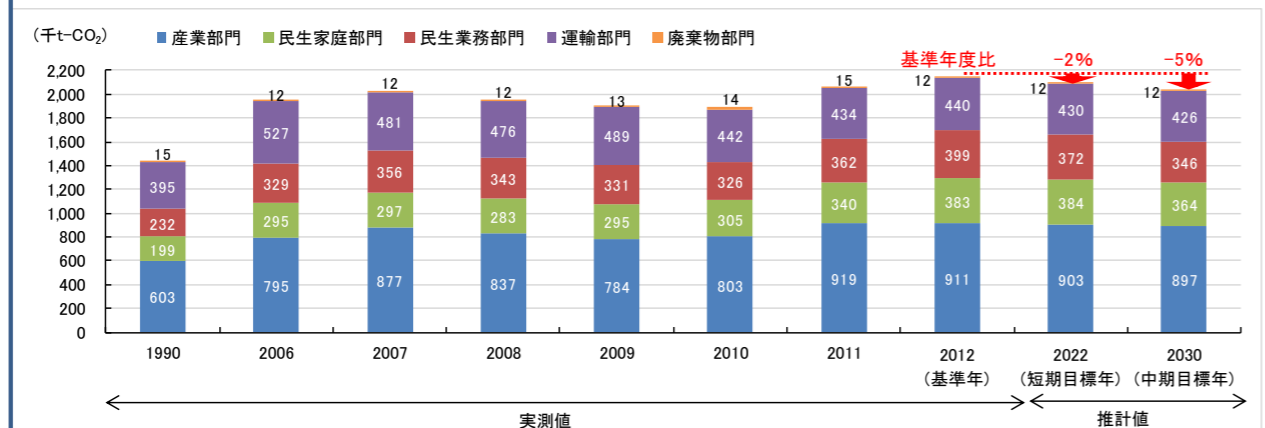
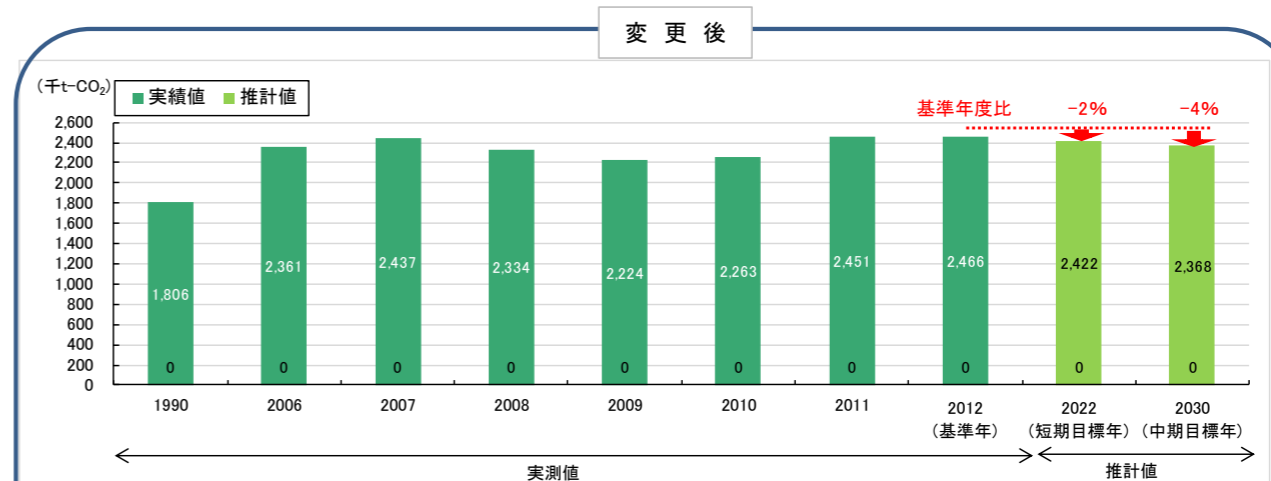
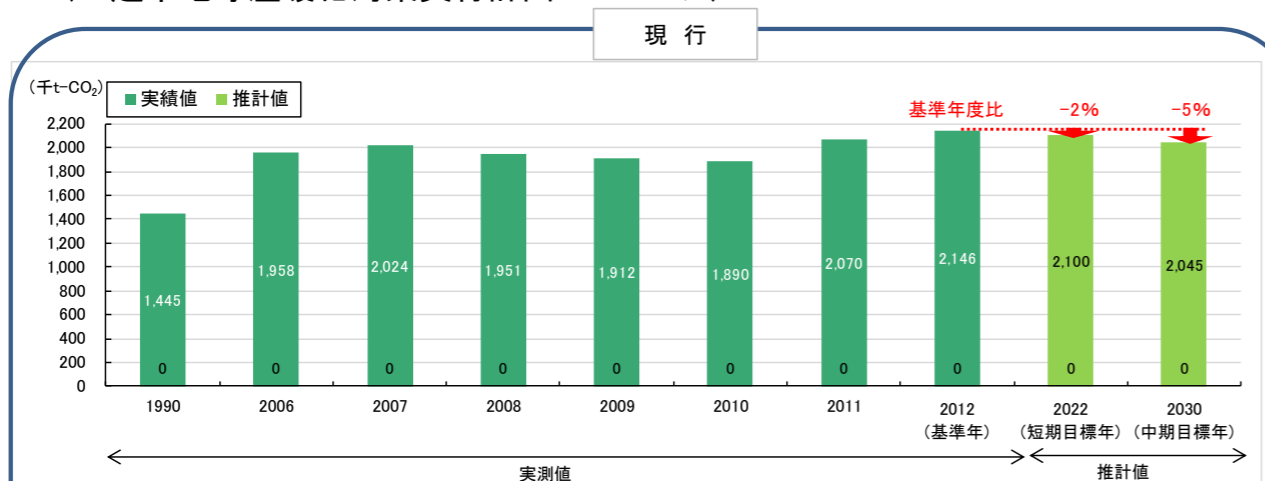


温室効果ガス排出量の変更について

1. 温室効果ガス排出量の推移、部門別の温室効果ガス排出量の推移 (上越市地球温暖化対策実行計画 40ページ)



温室効果ガス排出量の算定根拠等

- 資源エネルギー庁から公表されていた都道府県別のエネルギー消費統計の統計値を用いて算定。
- 備考
 - 2012(基準年)年度の温室効果ガスの排出量は、計画策定時点で算定の基となる都道府県別エネルギー消費統計値が暫定値のまま確定されなかったため、暫定値を用いて算定している。

温室効果ガス排出量の算定根拠等

- 資源エネルギー庁から平成29年2月14日に示された統計値を用いて算定。
- 修正部分は下記のとおり。
 - 産業部門(第1次産業及び第2次産業)で温室効果ガス排出量(以下、排出量)増加
 - 民生業務部門(第3次産業)で排出量減少
 - 2030年(中期目標年)の推計値を基準年度比-4%に修正
- 産業部門の排出量が増加したのは、以下の(1)、(2)の要因が考えられる。
 - 従来、総合エネルギー統計の値を都道府県別・業種別の従業員数で按分して推計していたが、省エネ法のエネルギー管理指定工場等[※]に該当する事業所個々のデータも活用するようになり、一部個々のデータ集計に変わったこと
[※]年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の施設
 - ボイラー等へ燃料投入を行っている事業所に関して、石炭などの消費量の考え方を最終的に消費した蒸気や電力の「最終消費側での計上」から、投入した燃料そのもので計上する「投入側での計上」に変更したこと

2. 温室効果ガス削減目標値設定の流れ
 (上越市地球温暖化対策実行計画 41ページ)

